

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 10 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

夏季一時金等

平成 27 年 6 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北海道	KKR 札幌医療センター斗南病院及び KKR 札幌医療センター
宮城県	東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛知県	名城病院及び東海病院
大阪府	大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県	六甲病院

広島県 広島記念病院

香川県 高松病院

福岡県 千早病院

大分県 新別府病院